

## 札幌市環境プラザ使用要領

平成15年8月21日 環境局長決裁  
最近改正 令和4年7月11日

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市環境プラザ条例施行規則（平成15年規則第44号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、札幌市環境プラザ（以下「プラザ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、札幌市環境プラザ条例（平成15年条例第13号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(開館時間の変更等)

第3条 市長は、開館時間又は休館日を変更する場合は、事前に市民に周知するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(有料施設の使用の承認の基準)

第4条 有料施設の使用の承認は、使用の目的が次に掲げる事由のすべてに該当する場合に行う。

- (1) 環境保全に関するものであること。
- (2) 政治目的でないこと。
- (3) 宗教目的でないこと。
- (4) 営利目的でないこと。

2 施設の有効活用のため適当と市長が判断するときは、利用希望日の1か月前から、前項第1号及び第4号にかかわらず有料施設の使用の承認を行うことができるものとする。ただし、飲食が主たる要素でない場合に限る。

(ミーティングルームの使用の承認の基準)

第5条 ミーティングルームの使用の承認は、市長が別に定める基準に基づく登録団体であって、かつ使用の目的が前条第1項各号に掲げる事由のすべてに該当する場合に行う。

2 施設の有効活用のため適当と市長が判断するときは、利用希望日の7日前から、前項にかかわらず、札幌市男女共同参画センター、札幌市消費者センター及び札幌市市民活動サポートセンターの登録団体に対しても使用の承認を行うことができるものとする。

(有料施設及びミーティングルーム利用の留意事項)

第6条 何人も、使用の承認を受けていない施設に許可なく立ち入り、又は備品等を無断で利用してはならない。

2 使用者は備品等を利用する室以外に移動させてはならない。

3 市長は、使用者の活動の成果を公開するため、有料施設及びミーティングルームの使用の都度、札幌市環境プラザ環境研修室等利用状況報告書(様式1)により活動成果等の報告を求められることができるものとする。ただし、第4条第2項及び第5条第2項の規定により使用承認を行った使用者については、この限りでない。

4 市長は、前項により報告された書面等については、使用者の了解を得た上で環境プラザ内で公開するものとする。

(特別設備の設置等)

第7条 条例第8条の規定により、あらかじめ市長の承認を得て設置し、又は搬入する「特別の設備」及び「特殊な物件」とは、室の使用をするにあたり必要とする照明、音響機材、道具類(火気に関する機材等を除く。)、大規模若しくは相当重量の設備、又は建物を傷つける恐れのある物件等をいう。

(賠償)

第8条 条例第13条に定める市長が定める賠償の額は、当該き損し、又は滅失した備品等の時価相当額とする。なお、環境教育教材等プラザから貸し出した備品等の賠償については、代替品の提供によることもできるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第9条 条例第14条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合における第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第3項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日)

この要領は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年10月11日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月26日)

この要領は、平成21年6月26日から施行する。

附 則（令和4年7月11日）  
この要領は、令和4年7月11日から施行する。